長岡市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年長岡市規則第28号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第１条・第２条　（略） （変更の届出等） 第３条　（略） ２　施行規則第131条の13第３項及び第４項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び施行規則第140条の30第３項及び第４項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の再開に係る届出は、別記第２号の２様式により行うものとし、廃止及び休止に係る届出は、別記第３号様式により行うものとする。 第４条～第８条　（略）	第１条・第２条　（略） （変更の届出等） 第３条　（略） ２　施行規則第131条の13第３項及び第４項の規定による指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止、休止又は再開に係る届出及び施行規則第140条の30第３項及び第４項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止、休止又は再開に係る届出は、別記第３号様式により行うものとする。 第４条～第８条　（略）